

令和8年3月19日

西海市長 瀬川 光之 様

西海市上下水道審議会
会長 辻 道行



水道料金の改定について（答申）

令和7年12月17日付け7西海上第456号で当審議会に対し、諮問がありました
このことについて、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

西海市上下水道審議会は、市長からの諮問を受け、慎重に審議を重ねてまいりました。

本市の水道料金は、平成 28 年度に経営改善を目的として平均 24%の料金改定を実施して以降、令和元年度の消費税率の変更に伴う改定を除き、約 10 年間にわたり現行の料金体系を維持してまいりました。

しかしながら、令和 6 年 8 月に改定した「西海市水道事業経営戦略」に基づく将来の財政収支推計によれば、人口減少や節水機器の普及に伴う給水収益の減少は避けられません。加えて、近年の物価高騰による電気料金や薬品費・委託料などの維持管理費の上昇、さらには高度経済成長期に整備された施設の老朽化に伴う更新需要の増大が、経営を一層厳しくしています。

特に本市においては、三方を海に囲まれ、リアス式海岸や起伏の激しい丘陵地、さらには有人離島を抱えるといった複雑な地理的要因があります。旧 5 町の水道施設を一括管理する過程で、水源 53 箇所、浄水場 27 箇所、配水池 97 箇所など、人口規模に対して極めて多くの施設を広範囲に維持・運用しなければならず、これら点在する施設の管理や長大な管路網の維持には、他自治体と比較しても多額の経費を要する構造となっています。

現行の料金体系のままでは、将来的に多額の資金不足が生じることが懸念され、安全・安心な水の安定供給という、住民生活の根幹を支えるサービスを将来にわたって継続することが困難となる恐れがあります。

本審議会では、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、持続可能な水道事業を次世代へ引き継ぐため、さらなる経営の効率化・健全化を前提とした上で、上水道事業の現状と今後の財政見通しについて審議を行いました。

その結果、料金改定が市民生活に与える影響を十分に考慮した上で、今後の事業運営を維持するためにやむを得ないものと判断し、次のとおり答申いたします。

《答申に至った経過》

1. 水道事業の現状について

(1) 施設老朽化の深刻化と更新の緊急性

西海市の現状として、西海市水道事業経営戦略に記載のあるとおり、依然として高度経済成長期に整備された水道施設が多く、全体的に老朽化が進行しています。とりわけ、管路の約52%が布設から30年以上を経過しており、市民への安全な水の安定供給を維持するためには、これらの計画的な更新が、一刻の猶予も許されない最優先課題であると判断します。

(2) 水道事業の経理環境

水道事業については、水道料金収入を主とし、独立採算制の原則で経営されるべきですが、人口減少や節水機器の普及によって、給水収益の右肩下がりの減少により、危機的な状況にあります。令和6年度の収益的収支においても約8,900万円の単年度赤字を計上し、本来は将来の更新費に充てるべき資金残高を取り崩して不足分を補填している現状は、持続可能な経営状態とは言い難く、抜本的な対策が不可欠であると認識します。

2. 水道料金を改定する理由

本審議会において、慎重な検討の結果、料金改定が必要不可欠であると判断した主な理由は以下のとおりです。

・設備投資の財源確保

今後も計画的に設備投資を進める必要がありますが、施設の老朽化対策には膨大な費用がかかる見通しであり、財源確保に向けた対策が不可欠な状況です。

・将来世代への負担転嫁の回避

現行料金を維持した場合、令和13年度には資金残高が枯渇する恐れがあります。将来世代に対し、老朽化した施設という負の遺産と過度な財政負担を先送りすることは出来ません。

2. 改定料金の設定方法

(1) 料金の改定率

西海市水道事業経営戦略や審議会資料で示されている将来の財政収支予測において、現状の料金体系を維持した場合、令和13年度には資金残高が枯渇する恐れがあり、水道料金の改定は避けられない状況にあります。

経営改善の方策については、収益的収支の黒字化を図り、累積欠損金の増加を抑制するとともに、営業収益対資金残高比率80%以上を維持するべきであるとの方針を確認しました。

これらを踏まえ、事務局から示された3つの改定案(140%・130%・125%)について審議を行いました。収支均衡と事業継続に要する資金維持の観点から平均改定率130%とすることが妥当であると判断します。

(2) 料金体系

料金体系については、現行の二部料金制(基本料金+超過料金)ですが、他自治体で導入例のある「口径別料金」および「用途別料金」への移行についても審議を行いました。

口径別料金は、利用者の約91%が口径13mmに集中している事が判明し、区分を設ける実効性に乏しいのが実情であり、導入は困難であると判断しました。

ただ、今後も社会情勢の変化を注視し、慎重な検証を継続すべきであると考えます。

また、用途別料金は、利用者の70%以上が家庭用であり、他の区分に負担を分散させて家庭用を優遇する仕組みは実効性に乏しいのが実情です。全国的にも社会情勢の変化や使用実態把握の難しさから、用途別区分を廃止する傾向にあることから導入は困難であると結論付けました。

以上の検討を経て、現行の二部料金制を継続した上での料金改定が、市民の理解を得る上で最適であると判断しました。

(3) 改定料金

審議においては5つの改定案が示され、比較検討した結果、事業の持続性と市民負担のバランスを両立し得る「案5：バランス型(固定費回収重視)」が妥当であると判断しました。

今後も人口減少や節水普及による収益減少が避けられない中、基本料金の改定率を132%~133%程度に設定することで、社会情勢の変化に左右されにくい安定した経営基盤の確立を目指すべきです。

また、超過料金を4段階に細分化することは、急激な負担増を抑えつつ、使用量に応じた公平な負担(応益負担)をより適正に反映させるものと評価しました。

これにより、老朽化対策を確実に遂行して将来世代への負担先送りを防ぎ、安全で安定した水の供給体制を次世代へ引き継ぐことが可能となるものと結論付けました。

3. まとめ

本審議会では、「安全で安定した水の供給」という経営の根幹を守り、健全な事業運営を次世代へつなぐための検討を重ねてまいりました。

市においては、これまでも「西海市水道事業経営戦略」を策定し、施設の効率的な更新などを進めるとともに未収金対策による収納率の改善といった経営努力がなされていることを確認しました。

しかしながら、急速な人口減少に伴う給水収益の減少は深刻であり、現行の料金体系を維持したままでは、老朽管更新や耐震化事業への対応が困難になることが懸念されます。

こうした危機的な状況を鑑み、将来世代へ負担を先送りすることなく、持続可能な水道事業を維持するためには、平均改定率を130%とすることを妥当とし、将来にわたって健全な運営を継続していくべきとの結論に達しました。

料金体系の設計に関しては、社会情勢の変動に左右されにくい経営基盤を構築するため、基本料金による固定費回収を重視した構成を評価します。同時に、使用量に応じた従量料金を2段階から4段階へと細分化し、多量利用者への急激な負担増加を抑制しつつ、公平性を担保しようとする姿勢も、市民生活への配慮として適切であると考えます。

市においては、今回の改定が市民生活に一定の負担を強いるものであることを深く認識し、改定の必要性や新料金体系の内容について、丁寧かつ分かりやすい広報活動を強く求めます。

以上、審議の結果、別表の水道料金案による改定を妥当と認め、これを答申します。

(別表)

令和9年度から令和13年度の5年間に於いて健全に事業を運営するため、水道料金案については下記のとおりです。

現行料金 (税込)

別表第1 (26条関係)

| 用途 | 基本料金 | | 超過料金 (1 m ³ につき) | |
|-----|----------------------|---------|---|-------|
| | 基本水量 | 金額 | 超過水量 | 金額 |
| 一般用 | 5 m ³ まで | 1,365 円 | 11 m ³ から 50 m ³ まで | 260 円 |
| | 10 m ³ まで | 1,996 円 | 51 m ³ 以上 | 286 円 |

別表第2 (30条関係)

| 用途 | 使用水量 | 金額 |
|-----|----------------------|-------|
| 臨時用 | 1 m ³ につき | 545 円 |

水道料金案 (税込)

別表第1 (26条関係)

| 用途 | 基本料金 | | 超過料金 (1 m ³ につき) | |
|-----|----------------------|---------|--|-------|
| | 基本水量 | 金額 | 超過水量 | 金額 |
| 一般用 | 5 m ³ まで | 1,800 円 | 11 m ³ から 35 m ³ まで | 320 円 |
| | | | 36 m ³ から 50 m ³ まで | 355 円 |
| | 10 m ³ まで | 2,650 円 | 51 m ³ から 100 m ³ まで | 380 円 |
| | | | 101 m ³ 以上 | 385 円 |

別表第2 (30条関係)

| 用途 | 使用水量 | 金額 |
|-----|----------------------|-------|
| 臨時用 | 1 m ³ につき | 710 円 |

水道料金の適用時期

改定後料金の適用時期については、議会審議や市民への周知期間を十分に確保するため、令和9年4月1日に実施することが適当です。

4. 附帯意見

健全な事業運営を次世代にもつなぐため、今回の料金改定はやむを得ないものと判断しましたが、西海市上下水道審議会として以下の事項について意見を付します。

1) 経営効率化と有収率向上の徹底

浄水場の統廃合や施設集約化によるコスト低減を図るとともに、施設の更新や最新技術などを活用した漏水防止策を進め、有収率の向上に努め、徹底した経費削減を追求すること。

2) 負担の公平性確保

納付期限内に納付される利用者との公平性を保つため、督促や給水停止を含めた厳正な債権管理を徹底し、受益者負担の原則に基づき、収納率の向上を図ること。

3) 市民への情報発信

水道料金の改定は利用者に負担を求めることとなるため、具体的でわかりやすい資料の作成や、背景などについて丁寧な説明を行うなど、市民への周知に努めること。

【参考】

西海市上下水道審議会開催経過

第1回審議会 令和7年12月17日(水)、西海市役所第4別館会議室
・水道使用料の改定について(諮問・審議)

第2回審議会 令和8年2月9日(月)、西海市役所第4別館会議室
・水道料金の改定案について(審議)

第3回審議会 令和8年3月12日(木)、西海市役所第4別館会議室
・改定案のとりまとめおよび答申内容について(審議)

答 申 令和8年3月19日(木)、西海市役所 市長室

【参考】

西海市上下水道審議会委員 名簿

令和8年3月1日現在

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|-----|--------|-------------|-------|
| 会 長 | 辻 道行 | 西海町 | |
| 副会長 | 元川 文生 | 大島町 | |
| 委 員 | 宮津 柳二郎 | 水源保護審議会 委員長 | |
| 委 員 | 國光 健一 | 西彼保健所 | 学識経験者 |
| 委 員 | 中嶋 誠 | 西彼町 | |
| 委 員 | 柿田 敏彦 | | 学識経験者 |
| 委 員 | 立木 茂夫 | 大瀬戸町 | |
| 委 員 | 藤戸 秀次 | 崎戸町 | |
| 委 員 | 森山 範子 | 婦人会 | |
| 委 員 | 楠本 公子 | 婦人会 | |

※任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日